

はじめに

生物多様性ちば県戦略は、地域における生物多様性保全の戦略策定の一環として千葉県によって全国に先駆けて 2006 年 9 月に企図された。専門委員会での議論と並行して 20 回に及ぶタウンミーティングが県内各地で開催され、それらの議論も踏まえて集中的に議論が進められた。

生物多様性は、単に生物種そのものの重要さだけではなく、それが支える生態系機能によって人間の豊かで、持続的な生活を可能にしているという点で、われわれの生存にとって欠くことのできないものである。

多様で、豊かな生物は、四季おりおり、細やかな千葉の山河や海のすみずみまで多様な生命の営みの豊かさと不思議さを与えてくれる。農作業や育林作業の合間にふと目にとまる美しい自然、風の安らぎ、馥郁と香る稲の穂ばらみ、刈り取った草いきれのなかで飲むお茶の香り。素足で入る干潟の生命の豊かさ、魚網にずっしりと感じる海の恵みなど、生物多様性と生態系の豊かさこそ、われわれ自身の生命の躍動を実感する瞬間でもある。

生物多様性には、国境も、県境もないが、地域の生物多様性の成立には、それぞれの地域の自然条件に加えて、歴史、生活、文化など人間活動に応じて形作られてきた独自の成立基盤が存在すると同時に、今日危機の構造がみられる。したがって具体的な保全の実効性を高めるためには、国、県、さらには市町村などそれぞれの地域における個別の取り組みがきわめて重要である。

とくに県土の約 $\frac{1}{4}$ が農耕地、 $\frac{4}{5}$ 割が居住地域である千葉県では、全国の土地利用の平均的なパターンとは大きく異なっており、生物多様性の保全には農林水産業との調和した取り組みが不可欠である。東京から近く、100 年以上も前から有名な植物採集地であった千葉県は、県土のなかにちりばめられた宝石のようにゆたかで、地域に独自の植物相がみられる。わが国の天然記念物制度が制定され、大正 9 年に指定された最初の天然記念物指定地となった全国 10 ヶ所のうち 2 ヶ所は本県にあることから、千葉県の身近な自然の重要性と全国的な価値が理解できる。

とくに伝統的な農林業とともに育まれてきた房総丘陵の里山には、人間活動と調和しながら多くの生物が共存し、その多様性を高めてきた。本来、人々とともに生きる喜びを分かち合ってきたはずのニホンザルやニホンジカが問題となっている。北総地域は、多くの貝塚や古墳からも知られるように、古くから内湾の恵みに多くの人々が暮らし、ゆたかな水運を利用した産業、牧や新田開発など、時代とともにめまぐるしいほど人々の生活と自然の関わりが移り変わってきたが、巨大な機械力による開発がはじまり過去の自然の営みは消え去ろうとしている。

また、四周を海と河川によって明確に隣接都県と境されている千葉県では、漁業などに依存して生活してきた人々も多く、東京湾は、大都市における人々の生活を支える内湾生態系として機能し、恵みをもたらしてきた。最近では里海と呼ばれ、水体の恵みや健全な生態系としての機能が、多様な生物の働きによって維持され、また資源としても持続的に供給され、人々の生活を支えてきたということから、自然と人間活動との調和的関係の重要性が広く理解されるようになってきた。

本提言によって、こうした千葉県の生物多様性と人々の生活とのかかわりの重要性、多様な生物との交歓のすばらしさが県民に広く認識され、その保全に向けてさらに確実な一歩を踏み出すきっかけになれば幸いである。

要 旨

生物多様性の一構成要素にすぎない人類の活動が、地球上の遺伝的多様性と種多様性の危機を著しく高めてきてしまった。また、生物多様性の減少に伴うさまざまな生態系機能の劣化や土地利用変化にともなう生態系の多様性の減少は物質的な側面だけでなく、気候変化や水循環などの調節的機能の劣化、人々の自然に対する感性や人間自身の豊かな精神性や文化の崩壊などを介して、人類の生活を脅かしはじめている。

とくに千葉県では、県土の半分は、農林業というかたちで、直接、生態系機能に依存しており、沿海部は、漁業というかたちで海洋生態系の生物多様性と機能に強く依存しているということからすると、県民の生活そのものが、大きく生態系機能（生態系サービス）に依存しているといえる。そのことから、生物多様性を保全し、生態系の健全さを戦略的に守ることが、県民の生存を含めあらゆる活動にとって重要であり、千葉県の将来を左右する重要な問題である。

そこで、次の目標のもとに、以下のとおり県戦略を策定するよう提言する。

<保全目標>

- 1 これ以上の生物種の絶滅を回避し、遺伝子の多様性の消失を防止するとともに、房総半島の生物が安定的に生息・生育できる自然環境を保全・回復する。
- 2 生物多様性からの恵みを、私たちの世代で枯渇させることなく、将来の世代にさらに豊かな状態で引きつぐため、持続可能な資源利用と循環型社会を実現する。
- 3 人と自然と文化が調和して暮らすことのできる共生型社会を実現する。

これらを実現するために、千葉県の特性を踏まえ、次の5つの方針に基づいて対策を講じていく必要がある。

<保全・復元に向けた方針>

- 1 県土区分に応じた保全・復元目標の設定
- 2 流域の視点と生物多様性の連続性（ネットワーク）の確保
- 3 農林水産業に支えられた里山・里海の生物多様性の保全・復元
- 4 生物多様性をもたらす恵みの持続可能な利用
- 5 生物多様性情報の公開・共有と県民の意識啓発

この方針のもと、生物多様性の保全・復元に向けて、地域別、テーマ別に9つの対策が必要である。

<保全・復元の対策>

- 1 原生的な自然環境の保護・復元
- 2 伝統的な里山・里海環境の保全・再生

- 3 人工的な都市環境の生物多様性回復
- 4 種の絶滅回避と希少な種・品種の保護・増殖
- 5 野生鳥獣の保護管理
- 6 外来種（移入種）の防除
- 7 地球温暖化への対応
- 8 各種化学物質の排出抑制と分散防止
- 9 遺伝子組み換え生物による生態系かく乱の防止

これらの対策は、既存の制度・取組のさらなる展開が必要なものから、新たな制度、仕組みづくりが必要なもの、モニタリング等を行いながらその対策を探っていく必要があるものまで様々である。規制的な対策に奨励的な対策を追加するなど、これまでの取組を十分に検証しながら、科学的な検討のもとに対策を講じていくことが重要である。

また、これらの対策を実効性のあるものとするためには、次に示す6項目の実施体制を整備する必要がある。

<実施体制の整備>

- 1 多様な主体による連携・協力システムづくり
- 2 生物多様性情報の統合管理と調査研究の拠点づくり
- 3 包括的な生物多様性保全のための条例の制定
- 4 現場を担う人づくり
- 5 生物多様性にかかわる環境教育・学習の推進
- 6 取り組みの手法や成果の評価・検証システムづくり

これらのうち、生物多様性の保全・復元は、地域の特性に応じて行う必要があること、農林水産業に支えられた里山・里海にかかわるものであること、きめ細かな対策を図る必要があることなどから、多様な主体が連携・協働することが特に重要である。また、連携・協働を図るためには、多様な主体が生物多様性情報を統合管理する拠点を持つことが重要である。県は実効性の担保のため、条例を制定する必要がある。

以上の対策、実施体制の整備を踏まえ、今後、具体的な中・長期的プロジェクトを検討する必要がある。